

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成28年5月26日（木） 10時30分～11時10分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：古曳旅客課課長補佐ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 鵜沢、川崎、木村

4. 議事概要

- 自動車局から一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）に関し、事前の質問事項（①赤字事業者が大半を占める宇都宮交通圏において事業を継続できる理由、②車両規模によるタクシー事業者の収支状況の差異、③特定地域計画の作成・認可について期限を設けていない理由等）について、
 - ①宇都宮交通圏の事業者ヒアリングしたところ、自動車整備事業や医療事業等を行っている別法人から融資や赤字補填等を受けており、今後、経費削減を図り黒字経営を目指しているとのこと。
 - ②今回申請のあった首都圏の6交通圏について経営状況を確認したところ、黒字率が高い車両規模は交通圏により異なっており、タクシー事業による収支は、むしろ地域でのブランド力やグループ会社での車両規模が影響しているものと考えられる。
 - ③特定地域計画の作成にあたっては、事業者間の調整や地域交通に関する

る計画との調整などが必要であり、相当程度時間を要すること、地域で事情が異なることなどが考えられるため、期限を設けることは適当ではないと考える。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ①昨年指定した特定地域は指定後1年経過しているにもかかわらず、なかなか計画ができていないところであるが、計画策定の調整を中心として行っているのは誰か、また、運輸局は関与しないのか。
- ②特定地域の指定により独禁法の適用除外となっている以上、早急に計画を策定すべきであり、このような観点からも計画策定の期限を定めるべきではないか。
- ③燃料費の低下やインバウンドの増加等による経営への好材料がある中で基準に適合しなくなることも考えられ、また、ライドシェアの問題が浮上するなど、減車を実施するのであればゆっくりとしていられない状況にある、ということ特定地域の関係者に対して注意喚起すべきではないか。

等についての指摘・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①基本的に調整は協議会において行っており、事務局や会長を中心に行っているところであるが、地域によっては、事業者によるWGを立ち上げその中で減車の調整などを行っているところもある。また、運輸局では、減車の手法等についてのアドバイスを行っているところ。
- ②議員立法である本法律の中ではそういった措置はされなかったが、特定地域計画がなるべく早期に作成されるよう、法律の運用面で事業者の取組をフォローしていきたい。
- ③ライドシェアは業界も強い関心を持っており、これらを含め業界の危機感が広がっていけば、計画策定の動きも加速するものと考えており、業界団体等へ計画策定促進の働きかけを引き続き進めていきたい。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。